

令和2年度 第1回練馬区特別支援教育推進委員会 会議要約

開催日時：令和2年10月1日（木）

午後3時から4時45分

会 場：練馬区役所 1903 会議室

開 会

1 委員の紹介

事務局から資料2に基づき委員を紹介

2 議 事

(1) 中学校就学相談における書類審査の導入について

事務局から資料3に基づき説明

【委員からの意見】

- ・就学相談会では特別支援学級等の設置校長や教員等が審査を担当するが、書類審査の審査員は誰になるのか。
- ・＜事務局から＞学務課就学相談系の特別支援教育相談員や就学心理相談員等が担当する。
- ・保護者や児童が特別支援教室の利用を不要と考えている場合はどうなるのか。
- ・＜事務局から＞そもそも、保護者の利用希望がなければ就学相談申し込みに至らない。
- ・児童により就学相談の流れが変わることになるが、どの段階で書類審査を実施する旨を保護者へ伝えるのか。
- ・＜事務局から＞就学面談終了後、資料3の1（1）～（4）の条件に該当する場合のみ案内をする。
- ・児童の就学相談資料は中学校へ引き継がれるのか。
- ・＜事務局から＞保護者の提供同意が得られる場合は引き継ぐ。
- ・発達障害のある児童は抽象的な理解力が乏しく、指導においても順序立ててわかりやすく説明をする必要がある。対応が難しい児童については在籍校で抱え込まず、医療機関等の関係機関と連携を図るのが望ましい。
- ・＜事務局から＞保護者が医療の必要性に気づいていないケースはある。囑託医に適宜相談しつつ、丁寧に対応していく。
- ・小学校で特別支援教室を利用していた児童が、中学校においては特別支援教室の利用を希望しない場合、中学校入学後の利用再開には時間がかかる。中学校は3年間しかなく、早期に支援を必要とする児童のためにも、スムーズに利用再開できるような体制を築いてほしい。
- ・個別指導計画や個別の教育支援計画は小学校から中学校へ引き継がれるため、教育機関間で支援が途切れることはないと考える。支援の経過が中学校へ引き継がれば、必ず

- しも特別支援教室を利用しなくとも、特性に応じた合理的配慮を受けることができる。
- ・発達障害の特性上、継続的な支援は必要だ。
 - ・書類審査に加え、児童が不利益を被ることのないように、学務課と教育指導課が連携しつつ継続支援の仕組みづくりを進めてほしい。
 - ・書類審査は就学相談会に参加する教員の負担軽減につながるが、書類審査の場合は「特別支援教室ではなく通常学級が望ましい」という判断がなされる余地がなくなってしまうのが気がかりだ。
 - ・資料3の1(1)(2)を丁寧に確認するとともに、(3)をきちんと記入してもらう必要がある。
 - ・就学相談会においてはどのような行動観察を実施しているのか。
 - ・中学校の就学相談会では学習、質疑応答、動作、運動能力の確認や集団参加の様子を観察している。
 - ・特別支援教室の対象となる児童の行動観察においては、学習の習熟度よりも「学習ができない理由」を手厚く確認することが重要だ。その分析なしには、合理的配慮に基づいた指導方略は得られない。

(2) 区外からの転校を伴う特別支援教室の継続利用について

事務局から資料4に基づき説明

【委員からの意見】

- ・児童・生徒の前籍の自治体における特別支援教室の利用に係る書類は練馬区教育委員会事務局で入手可能か。また、行動観察は誰が実施するのか。
- ・<事務局から>書類は入手可能である。行動観察は各拠点グループの巡回指導教員が実施する。
- ・保護者からは継続した支援を希望する声が多いため、早期に特別支援教室を利用できる仕組みはありがたい。
- ・在籍校と拠点校の連携を深めるために、教育指導課が随時研修を実施し、特別支援教育コーディネーター等のスキルアップを図ってほしい。

3 報告

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応について

事務局から資料5に基づき、今年度の就学相談の実施方法について報告

【委員からの意見】

- ・区立幼稚園は就学相談を受ける児童が多く在園しているため、記入する資料の数も多く、担任の負担になってしまう場合がある。
- ・<事務局から>資料については、可能な範囲で協力をお願いしたい。内容の精査を含め、改善を図っていく。
- ・児童にとって、望ましい就学を実現するため、幼保小の連携は重要である。

(2)特別支援教室利用検討会における医師所見の活用について

事務局から資料6に基づき報告

【委員からの意見】

- ・特別支援教室の利用対象児童・生徒は知的能力が低いわけではないものの、知的能力のアンバランスさが原因で学校生活に不適應を引き起こしている状態である。それが読み取れる項目を医師所見に追加してほしい。
- ・文言については、東京都の特別支援教室導入ガイドライン等を参考に検討をする必要があるだろう。

4 その他

(1)ケース検討

【委員からの発議】

- ・能力値はかなり高いものの、同世代との交流が困難で授業へ参加できず、指導するとパニックの状態になる児童への手立てが知りたい。
- ・ルールを押し付けず、教員が温かく接することが大事である。その中で年齢相応の常識を教えていけるとよい。
- ・得意分野に取り組みませ、抱えているストレスを教員との話し合いで解決できるようになるとよい。同様の特性がある児童を集めた小集団指導で対人関係スキルを育むのが望ましい。
- ・非常に高い能力を持つが、不適應を起こしてしまう人たちが通所する施設を持つ自治体もある。高機能児の指導をする巡回指導教員に対して、専門的な研修を実施するべきだ。

(2)就学相談の周知について

【委員からの発議】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響で休校となった期間に子どもの特性に気づいた保護者がいた。就学相談の申し込み方法がわからないとのことだったため、支援を必要とする家庭のために、早期に就学相談の申し込み方法を周知してほしい。
- <事務局から>学校を通じ案内に努める。

(2)次回の委員会について

<事務局から>次回の委員会は12月下旬または1月中旬の開催を予定。

閉 会